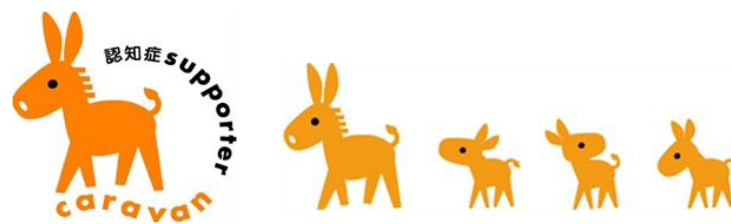


第●章 長浜市認知症施策推進計画



認知症啓発のためのマスコット「ロバ隊長」

1 計画の概要と位置づけ

(1) 計画策定の背景

本市において、認知症のある人（軽度認知障害を含む）は、約9,500人と推計され、市民の約12人に1人の割合となっています（『認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(2023年)』参照）。

これまで国では、認知症の人の増加を見据え、令和元年に策定した認知症施策推進大綱に基づく取組が進められてきており、本市においても、第9期ゴールドプランながはま21における基本目標「認知症のある人が共生できる地域社会の推進」として、認知症施策を展開しています。

令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号 以下、「認知症基本法」という。）が成立し、令和6年1月に施行されました。この法律は、認知症の人を含めた市民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生社会の実現を推進することを目的としています。

こうした中、本市においては、市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、令和7年3月に「長浜市認知症とともに生きる基本条例」（以下、「条例」という。）を制定、施行しました。

今後の認知症施策の展開にあたっては、認知症基本法および条例の趣旨を踏まえ、これまで以上に認知症の人や家族等の声を広く聴き、施策に反映しながら、全庁的、全市的な取り組みが重要となります。

こうした状況を踏まえ、現在取組んでいる認知症施策を踏襲しつつ、「新しい認知症観」に立ちながら、「長浜市認知症施策推進計画」として第10期ゴールドプランと一体的に策定するものです。

新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、認知症基本法第13条第1項に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけし、国の認知症施策推進大綱等の内容も踏まえながら、第10期ゴールドプランながはま21、長浜市地域福祉計画等の関連計画との調和のとれた計画とします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条抜粋

(市町村認知症施策推進計画) 第13条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。 2 市町村計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
--

(3) 計画期間

令和9年度から令和11年度まで（3か年）

第10期ゴールドプランながはま21の計画期間とあわせ一体的に策定を行い、プランの各種施策と調和させた計画づくりと事業推進を行います。

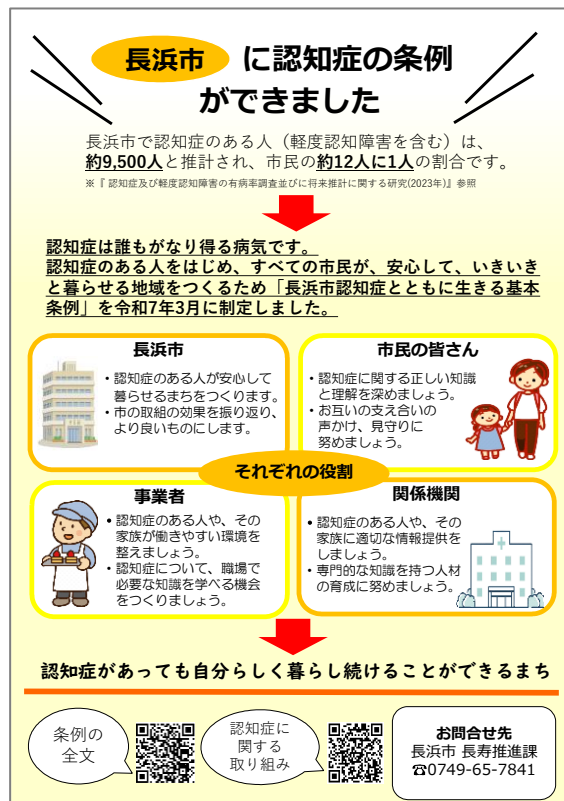
事業の進捗確認は、高齢者保健福祉審議会にて定期報告するとともに、市の懇話会である「長浜市認知症とともに生きるまち推進会議」において意見の聴取、検討を行います。

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	令和 14 (2032) 年度
市ゴールド プラン	第 9 期計画			第 1 0 期計画			第 1 1 期計画		
市認知症 施策推進 計画	—			第 1 期 ゴールドプランと 一体的に策定			第 2 期		
県認知症 施策推進 計画	—			第 1 期 レイカディア滋賀 高齢者福祉プランと 一体的に策定			第 2 期（予定）		
国認知症 施策推進 基本計画	認知症施策推進基本計画（第 1 期）						認知症施策推進基本計画 （第 2 期）※終期未定		

(4) 長浜市認知症とともに生きる基本条例

条例は、市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指しており、5つの基本理念を定めています。

- 1 全ての認知症のある人が、基本的人権を享有する個人として、その意思を尊重され、自分らしく尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる環境作りをすること。
- 2 市民が、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めることができるようにすること。
- 3 認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、支え合う共生社会の実現を目指すこと。
- 4 認知症のある人に対する支援のみならず、認知症のある人の家族、介護をする人その他認知症のある人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症のある人及び家族等が慣れ親しんだ地域において暮らし続けることができるまちの実現を目指すこと。
- 5 市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務や役割を理解し、相互に協力して連携すること。



2 長浜市の認知症に関する状況

(1) 認知症高齢者の見通し

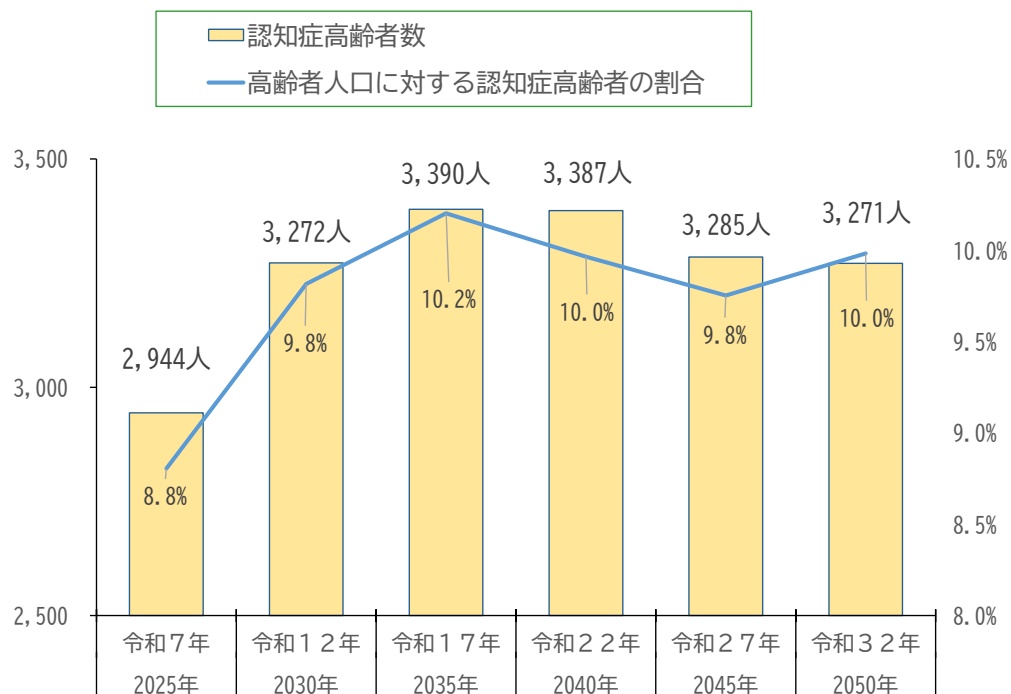
本市の認知症高齢者数は増加傾向にあり、高齢者人口に対する認知症高齢者の割合は10人に1人の割合で推移します。令和22年（2040年）に高齢者人口のピークを超えた後は、減少傾向に転じる見込みですが、総人口に占める高齢者の割合が高まっていること、本推計人数には、軽度認知障害の方々の数が含まれていないことに留意が必要です。

【認知症高齢者の定義】

要介護認定における『認知症高齢者自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立して生活できる状態）以上の要支援・要介護認定者

【推計の方法】

要支援、要介護認定者に占める認知症高齢者の割合を、要支援・要介護認定者の推計人口に乗じて算出

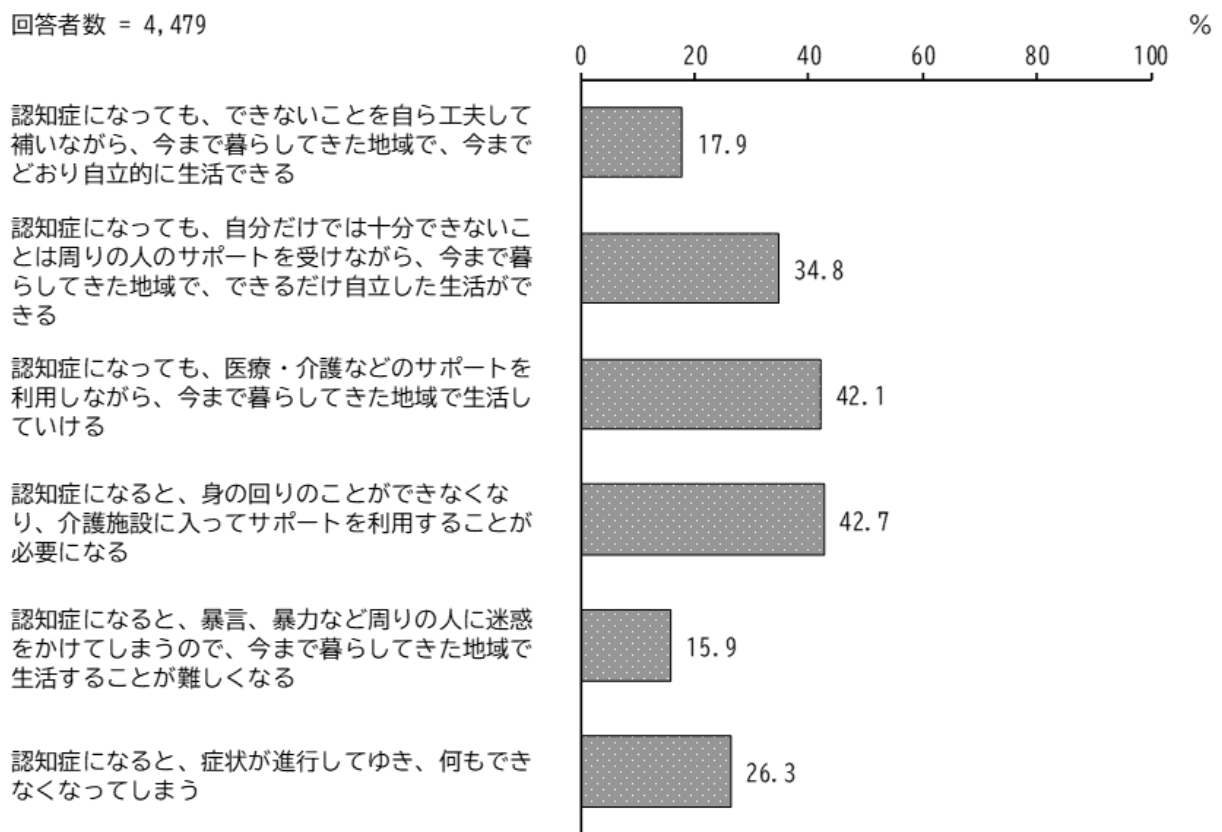


(2) 高齢者実態調査結果 [調査の概要は、P●●●のとおり]

あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか（複数回答可）

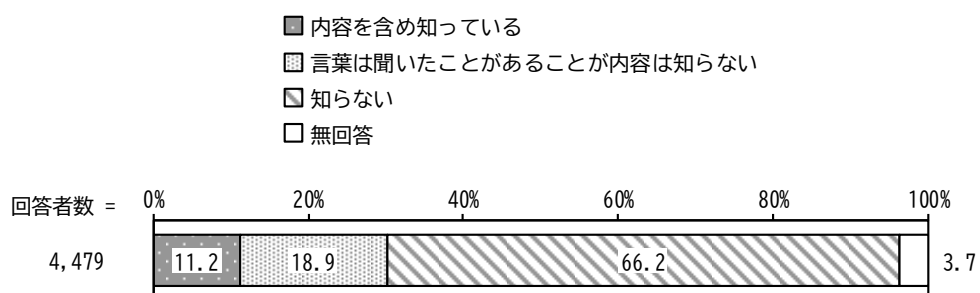
「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」の割合が42.7%と最も高く、次いで「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」の割合が42.1%、「認知症になっても、自分だけでは十分できないことは周りの人のサポートを受けながら、今まで暮らしてきた地域で、できるだけ自立した生活ができる」の割合が34.8%となっています。

回答者数 = 4,479



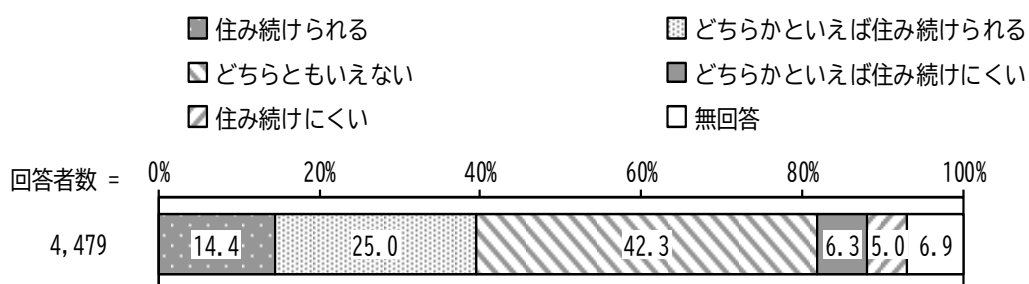
「新しい認知症観」という言葉を聞いたことがありますか。
また、その内容についてご存じですか。（1つに○）

「内容を含め知っている」の割合が11.2%、「言葉は聞いたことがあることが内容は知らない」が18.9%、「知らない」の割合が66.2%となっています。



長浜市が「認知症になっても住み続けられるまち」であると思いますか。
（1つに○）

「どちらともいえない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば住み続けられる」の割合が25.0%、「住み続けられる」の割合が14.4%となっています。



本市の認知症の対策として、期待することや重要だと思われる施策は何ですか。
(特に重要と思うもの5つに○を)

「認知症のある人が安心して入所できる施設や住まい」の割合が 57.0%と最も高く、次いで「家族が疲れたときなどに、緊急でも介護を代わってくれる人や施設」の割合が 46.8%、「本人や家族が認知症であると周囲に言える地域づくり」の割合が 35.3%となっています。

回答率上位のものを抜粋（単位：％）

認知症のある人が安心して入所できる施設や住まい	57.0
家族が疲れた時などに、緊急でも介護を替わってくれる人や施設	46.8
本人や家族が認知症であると周囲に言える地域づくり	35.3
医師の往診による診断・治療	34.5
地域での認知症に対する正しい理解を含め、支援者を増やす	33.8
認知症のある人が喜んで通うことのできる場所	30.0
本人や家族が認知症について気軽に相談できる場所を増やす	29.0
介護者が相談できる場所を増やす	18.1
介護者家族への声かけや見守り、助け合いが出来る地域づくり	17.4
緊急時や災害時における支援	17.3

(3) 認知症のある人とその家族の思い

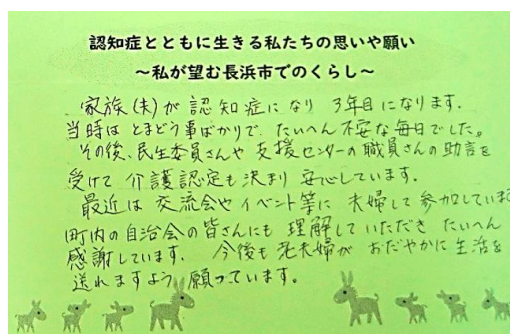
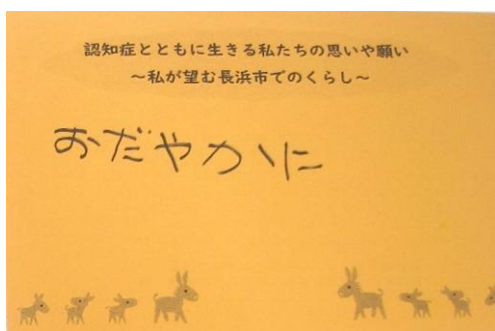
認知症基本法では、市が認知症施策推進計画を作成するときは、認知症のある人や、その家族等の意見を聴くように努めることとされています。

本市では、これまでから「認知症のある人とその家族にやさしいまち」をめざす中で、認知症のある人やそのご家族からメッセージを書いてもらう取り組みを行ってきましたが、本計画の策定にあたっても、認知症の人やその家族から直接お話を伺う機会を作り、様々な声をいただきました。

これからも、定期的に様々な手法で声を聴き取り入れていくことで、認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

① 「あなたが望む長浜市での暮らし」についてのメッセージ

長浜市にお住まいの認知症のある人とその家族に、日々の生活で感じていることや伝えたいこと等「あなたが望む長浜市での暮らし」についてメッセージを募集しました。



集まったメッセージはパネルにし、9月の認知症月間を中心とした認知症関連のイベントや講演会等で展示することで、地域の皆さんに届けています。



②本人等からのヒアリングの実施

計画の改定に向け、当事者からの声を聴くことを目的に、認知症のある方や、家族介護者のみなさんの思いやご意見を直接お伺いする機会を設けました。

概要

日	対象	訪問先	人数
令和8年1月13日	家族介護者	市内まちづくりセンター	3人
令和8年2月5日	当事者	デイサービスセンター	6人

結果

(家族介護者)

- * 「認知症は特別な病気ではない」ということを広く周知できればよい。
- * 「どういう症状が出たときにどう接するとよいのか」、「認知症とはどういう種類があるのか」を市民の方に広く知ってもらいたい。
- * ショートステイで預かってもらえる日数を増やしてほしい。「(本人を)施設に入れたらいいという風に思われるかもしれないが、できるだけ(本人が)家に帰って来られるようにしてあげればなと思う。」
- * 「認知症を支える男の会」などの集まれる場があるとよい。
- * 困ったときに相談する相手や相談する場がわからない。

(当事者)

- * 生活の中での楽しみは何ですか？
 - ・ デイサービスに通うこと。デイサービスで歌を歌うこと
 - ・ ごちそうを食べている時間 ・ 趣味（手芸）をしている時間
 - ・ おしゃべりをしている時間 ・ お花見
 - ・ ここ(デイサービス)や家族みんなでご飯を食べること
- * 幸せを感じる時はどんなときですか？
 - ・ 人と話をしているとき ・ 生きていることが幸せ
 - ・ 体が元気なことが幸せ ・ 人との輪が広がったとき
- * 今後やってみたいことはありますか？
 - ・ 盆梅展に行きたい ・ いろんな情報をもらいたい
 - ・ いろんな楽しみ方（趣味やスポーツ）を知りたい
 - ・ 家族と旅行がしたい、北海道にいきたい。

3 認知症施策の方針

基本方針

認知症基本法および条例の趣旨を踏まえ、これまで以上に認知症の人や家族等の声を広く聴き、施策に反映しながら、全市的、全庁的な取り組みを進めることで、市民一人ひとりが正しい認知症の知識と新しい認知症観を理解し、認知症のある人を含むすべての人がその個性と能力を発揮し支え合う共生社会の実現を目指します。

認知症基本法 8つの柱

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

長浜市認知症とともに生きる基本条例

- | | | |
|------------------------|-------------|------------|
| 第1条 目的 | 第2条 定義 | 第3条 基本理念 |
| 第4条 市の責務 | 第5条 市民の役割 | 第6条 事業者の役割 |
| 第7条 関係機関の役割 | 第8条 認知症の予防等 | |
| 第9条 認知症のある人とその家族への支援施策 | | |



基本目標

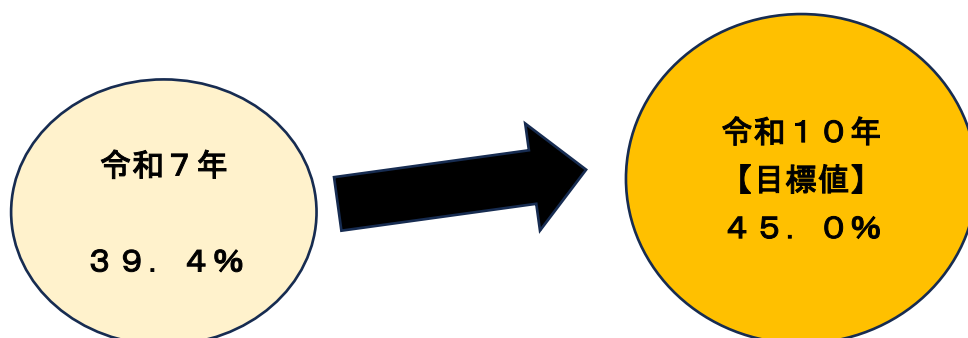
認知症のある人が共生できる地域社会の推進

- | | |
|-------|----------------------------|
| 基本施策1 | 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進 |
| 基本施策2 | 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実 |
| 基本施策3 | 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実 |
| 基本施策4 | 認知症のある人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり |

評価指標

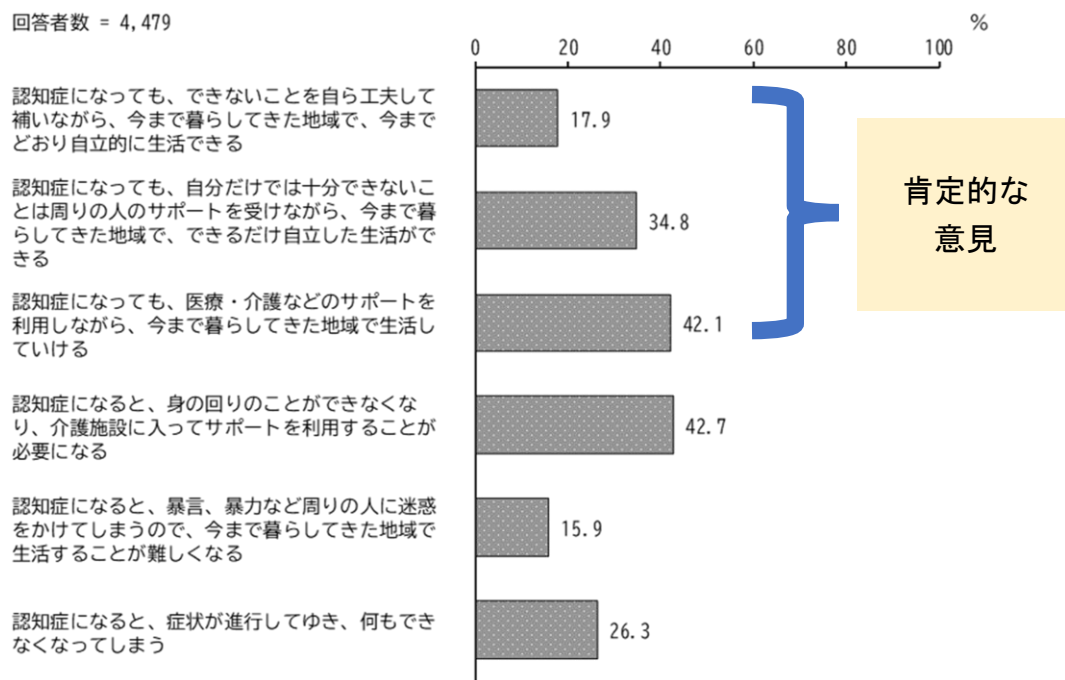
計画の進捗を分かりやすい形で示すため、施策の実施状況（実績数値）、実態調査結果の継続確認により、評価、確認していきます。

「長浜市が認知症になっても住み続けられるまちである」と回答される方の割合の増加



「あなたは認知症に対してどのようなイメージを持っていますか」の問いで、肯定的な回答をされる方の割合の増加

回答者数 = 4,479



4 認知症施策の展開

1. 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進

(1) 認知症の普及・啓発の推進

【現状】

○認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族・介護者を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成講座の開催や、市民向け認知症講座を開催しています。また、認知症の症状や相談先や社会資源についてまとめた長浜市版認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」などにより、周知啓発に取り組んでいます。

【課題】

○実態調査では、認知症に関する相談窓口を「知らない」人が64.0%と多く、認知症を自分ごととして意識してもらえるような啓発のあり方の検討が必要です。

○サポーター養成講座受講者の延べ人数は増加していますが、キャラバンメイトの減少傾向が見られています。

○実態調査では、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」の割合が42.7%と最も高くなっています。認知症に対する先入観を払拭させるため、様々な取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

○認知症を「自分ごと」として考えられるよう、年代や立場に応じた情報の発信を行い、認知症に関する正しい知識や相談窓口の存在、認知症のある人に対する理解を進めるための取り組みをさらに進めます。

○地域住民、教育関係者、企業等、多様な主体が「新しい認知症観」に基づいて連携・協働し、それぞれが自分ごととして取り組める体制を構築します。

【第10期計画での取組】

1	市民にわかりやすい情報発信 【重点】	●市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まり、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの周知につながる認知症講座や出前講座の実施、広報紙やSNSなどを活用した市民にわかりやすい情報発信を行います。 ●認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し

		方、相談先や受診先等の情報をまとめた認知症あんしんガイドブックを周知・活用し、本人や家族が認知症を理解することや、見通しを持つことで、本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。 ●認知症月間（9月）などの機会に、街頭啓発や図書館での関連図書展示、公共機関のライトアップなどを行い、認知症への理解に関する啓発に取り組みます。
2	認知症サポーター養成講座の開催	●認知症の理解が促進されるよう、企業や自治会において認知症サポーター養成講座を実施します。 ●認知症サポーターが、地域での見守りに加え、地域での認知症のある人やその家族への支援において活躍できる機会を検討します。 ●若い世代にも認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校、高等学校等にも積極的に周知します。
3	認知症キャラバンメイトの活動支援	●認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 ●キャラバンメイトを養成する講座を定期的を開催し、メイトグループの活性化を図ります。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和 7 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
養成した認知症サポーター数 （年度末時点の のべ人数）	45, 571	49, 500	51, 500	53, 500
「新しい認知症観」という言葉を「内容を含め知っている」と回答する人の割合（％）	11. 2	—	15. 0	—

認知症あんしんガイドブック

認知症の症状と経過、知っておきたい相談先一覧などの情報をまとめています。
生活のポイントや接し方、地域の医療機関や相談窓口も紹介しています。



2. 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実

(1) 認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進

【現状】

○認知症のある人が参加できる認知症カフェの開催や、認知症のある人を支える家族を支援するため、家族会等の活動を支援しています。

【課題】

○認知症のある人からの意見表明の方法や機会が持てるような支援が必要です。

○若年性認知症に関する相談窓口の周知が不十分であり、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組む必要があります。

○認知症カフェ・家族会・介護者のつどいへの参加状況をみると、「参加しようと思わない」が44.7%、「あることを知らなかった」が27.9%と、介護負担の軽減を求め声が強い一方で、既存の支援の場が十分に活用されていないギャップがあります。

【施策の方向性】

○認知症のある人とその家族が孤立することなく、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、既存の取組みの周知強化、支援体制の充実を図ります。

○認知症のある人の意見が施策に反映される取組を進めます。

○若年性認知症のある人への支援にあたっては、県、医療機関等の関係機関との連携を進めていきます。

【第10期計画での取組】

1	認知症のある人からの発信支援 【重点】	●認知症のある人やその家族からの声を直接聞き取る機会を作り、施策への反映に努めます。 ●認知症のある人や家族からの意見をメッセージカード等で集約し、認知症月間における啓発展示等での活用や、施策への反映に役立てます。 ●施策や計画の検討と評価を行う会議体の場に、認知症のある人や家族等が参画する形を継続します。
2	認知症のある人や家族が集える場所の充実	●認知症のある人や家族が安心して集い、活動できるよう、認知症カフェや家族会等の開催を支援します。 ●認知症のある人やその家族が診断後早い段階で集える場につながるができるよう、認知症カフェや家族会等の交流の場について、認知症あんしんガイドブック等

		により周知を行います。
3	若年性認知症のある人への支援	●若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所等の情報提供を行い、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組みます。 ●認知症のある人の意欲や能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等については、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援にあたっていきます。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値			
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年	
認知症カフェや居場所として認知症あんしんガイドブックに掲載する団体数（掲載団体数）	17	18	19	20	

認知症カフェ

- * 認知症のある人とその家族、地域の人、専門職等、誰もが気軽に参加でき、安心してほっと一息つける場
- * 認知症についての正しい知識と情報が得られ、相談もできる場 です



2. 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実

(2) 意思決定への支援と権利利益の保護

【現状】

○長浜市社会福祉協議会に委託し、長浜センター・木之本センターの2か所で「成年後見・権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の相談・利用支援、関係者協議の設置、地域連携ネットワークの構築、周知広報の実施などに取り組んでいます。

○高齢者虐待や消費者被害については、事案の発生防止の周知広報および発生後の対応に適切に取り組んでいます。個々の状況に応じて関係者が連携し、多角的な視点から協議検討の上で支援を行っています。

【課題】

○高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人も増加することが予測されており、相談支援体制や速やかな申立の実施、適切な後見人等の支援につながる仕組みの確立が必要です。

○頼れる身寄りの無い高齢者が増加していくことから、適切な支援の枠組みの検討を進める必要があります。

○認知症が背景にある虐待事案や消費者被害が増加していることから、早期発見、防止のため、地域住民や関係機関への周知啓発の継続、地域ネットワークや支援体制のさらなる強化が必要です。

【施策の方向性】

○必要な方が適切な時期に制度を利用できるよう、第2期長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策を推進します。

○高齢者虐待、消費者被害防止の普及啓発を継続するとともに、地域や関係機関と連携して早期発見、早期解決及び再発防止の取組みを進めます。

【第10期計画での取組】

事業名		事業内容
1	成年後見制度の適切な利用の促進	●市成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策を計画的に推進していきます。 ●成年後見制度の利用促進を図ることによって、財産管理や介護サービス等の契約、手続き等が困難な認知症のある高齢者の権利を守ります。
2	高齢者虐待防止	●高齢者虐待防止の啓発や、被虐待高齢者の早期発見、早

	への取組の推進	期介入支援により、高齢者の尊厳ある生活を守ります。
3	消費者被害防止対策の推進	●訪問等の機会や様々な媒体を通した消費者被害防止に関する注意喚起・啓発や消費生活相談窓口と連携した相談支援を行います。
4	頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築 基本目標3-3【再掲】	

＜評価指標＞

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
成年後見・権利擁護センターへの相談件数（実人数） 件	205	220	230	240

3. 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実

（1）認知症予防の推進

【現状】

○国では、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義されています。

○高齢者が身近に通うことができる通いの場の支援等を通して、認知症のある人のみならず広く高齢者全般を対象に社会参加ができる居場所づくりを行っています。

【課題】

○認知症予防に関する正しい知識を得て、無関心層を含め全ての市民が健康づくりや認知症予防のきっかけづくりに取り組む必要があります。

○介護予防活動や通いの場への参加状況が十分ではなく、社会参加が社会的孤立を解消し、認知症を予防する効果があることが市民に十分に認識されていません。

【施策の方向性】

○希望する人が、運動、栄養、社会参加等、認知症の予防に資する正しい科学的知見に基づく予防に取り組むことができるよう、壮年期からの健康づくり活動や認知症予防の啓発を進めます。

○高齢者の生きがいづくりにつながる趣味、教養、就労、健康づくりに関連する活動や団体への支援を実施します。

【第10期計画での取組】

1	介護予防の正しい知識の普及啓発と介護予防への取組の推進（再掲）	●介護予防について正しい知識をさまざまな方法で普及啓発するとともに、個人や集団での「きょうせ体操」をはじめとする介護予防の取組を進めます。 ●長浜市健康増進計画「健康ながはま21」、長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が介護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ（身体活動、運動）の推進を図ります。 ●科学的知見に基づかない予防情報に惑わされないよう、根拠に基づく認知症予防の正しい知識を発信します。
2	加齢性難聴に対する支援【新規】	●加齢性難聴による認知症のリスクについて周知広報し、放置することなく医療機関を受診し、適切なケアを行うよう啓発等の支援を進めます。
3	地域での介護予防活動の充実（再掲）	●地域において介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に対して、活動が継続し拡充されるよう支援します。

3. 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実

（2）早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実

【現状】

○認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターやかかりつけ医・薬局・介護事業所等との連携強化に取り組んでいます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、初期支援を包括的・集中的に行っています。

【課題】

○実態調査では、認知症の症状に気づいてから受診までに「半年未満」が34.6%にとどまり、前回調査（41.4%）より減少（受診が遅れる）傾向があります。

○地域包括支援センターをはじめとした相談窓口の認知度が低く（「センターのことを知らない」32.6%）、早期に相談・支援につながるよう認知度の向上が必要です。

○認知症高齢者の割合が高いにもかかわらず、困りごとが相談支援機関につながりにくい状況があり、相談窓口や早めの相談の必要性の周知が課題となっています。

【施策の方向性】

○認知症を含む総合相談窓口としての地域包括支援センターの認知度の向上と、相談対応を行う専門職の知識や資質の向上を図ります。

○認知症の初期症状についての正しい知識の普及をいっそう図るとともに、医療機関との連携強化を進めます。

○認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の機能強化や活動の見える化を進めます。

【第10期計画での取組】

1	認知症地域支援推進員の活動の促進	●早期から相談につながる地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、地域包括支援センターでの認知症地域支援推進員配置を継続します。 ●認知症地域支援推進員とともに、地域の支援体制構築に向け、課題を把握し、地域資源の活用、施策への展開を図ります。
2	医療と介護の連携	●認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などの専門職が連携し、認知症のある人への支援が早期から開始できるよう、個別の支援や各種会議の開催を通じて連携を強化します。 ●認知症あんしんガイドブックの積極的な活用につながるよう、関係機関への普及啓発に努めます。
3	認知症初期集中支援チームの活動の推進	●専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームの活動を通し、認知症のある人やその家族の支援を包括的に行うことで、自立した生活を支援します。
4	専門人材の養成、資質向上	●保健福祉医療介護の専門職に対し、機会をとらえた研修実施を通して、認知症に関する正しい知見、新しい認知症観を踏まえた認知症対応力向上を図ります。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
地域包括支援センターの認知症相談対応件数(のべ)	3,151	3,400	3,600	3,800
介護事業者等に対象とした認知症をテーマとする研修会の実施回数	1	1	1	1

4. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

【現状】

○認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、日常生活の様々な場面での障壁を減らしていく認知症バリアフリーの推進に向け、関係機関等による見守りネットワーク体制の構築や支援に取り組んでいます。

【課題】

○市民への周知啓発等による見守りネットワーク体制の強化が必要であり、地域全体で認知症のある人を支える仕組みの充実が求められています。

○認知症のある人やその家族の思いを取り入れた支援の充実に向け、本人の意見・視点を反映した取組の展開が必要となっています。

【施策の方向性】

○認知症バリアフリーは、認知症のある人やその家族だけでなく、全ての人のために暮らしやすい社会につながることから、公共交通等のハード面、官民の支援体制等のソフト面をあわせた取り組みを進めます。

○認知症のある人が生活する中で、認知症であることを安心して伝え、共有することができ、周囲の人にもそれを自然体で受け止めることができる社会の実現に向けた周知を官民連携して進めます。

○「認知症になっても、住み続けられるまちだと思いますか」との実態調査に対し、肯定的な回答割合が増えるよう、総合的な取り組みを進めます。

【第10期計画での取組】

1	「認知症のある人にやさしいお店」登録認証	●認知症のある人と関わる人が多い事業所で働く人たちが、認知症の理解を深め、適切な対応をとることができるお店の増加をめざします。 ●認知症サポーター養成講座を受講した従業員がいる事業所を「認知症のある人にやさしいお店」として周知することで、認知症のある人の支援ネットワークにつなげます。

2	官民協働による バリアフリーの 取組の推進	●「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進します。 ●金融機関、小売店舗を始めとする認知症のある人に生活に関わる地域の関係機関との連携・協働を推進します。 ●認知症バリアフリーが、事業所にとってのアピールポイントとなること、従業員の介護離職防止にも役立つことの理解促進、普及啓発を図ります。
3	日常生活でのデ ジタル活用の促 進（再掲）	●認知症のある人を含む高齢者が必要とする情報を受け取ることができるように、高齢者に対しスマートフォン等のデジタル機器の活用を推進します。
4	高齢者にやさし い交通環境の確 保（再掲）	●長浜市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通の維持に努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。 ●市民の移動手段としてデマンドタクシーを運行し、路線バスとともに運行経費の一部を支援します。 ●福祉有償運送を行っている社会福祉法人、NPO法人と連携し交通手段の確保を図るよう努めます。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値（年度末時点）		
	令和 7 年	令和 9 年	令和 1 0 年	令和 1 1 年
認知症のある人にやさしいお店認証事業者数 （年度末時点）	18	25	30	35

認知症のある人にやさしいお店

「認知症のある人にやさしいお店」とは、
認知症になっても安心して住み慣れた
地域で暮らし続けていくことができるよう、
認知症のある人やその家族を温かく
見守っていただけるお店や事業所等のことです。
目印としてお店に認証ステッカーを掲示しています。



4. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

(2) 認知症のある人の安心・安全対策

【現状】

○GPS（位置情報発信器）貸与の初期費用支援、認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業（行方不明者捜索時のメール・LINE配信等による早期発見）、「認知症高齢者等おでかけあんしん保険」などに取り組んでいます。

【課題】

○行方不明時の早期発見、緊急時の対応への支援体制や、未然に防ぐ見守り体制を強化する必要があります。

○交通事故や消費者被害が増加する中、安心・安全を守るための情報発信や支援を充実する必要があります。

【施策の方向性】

○認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、警察、地域包括支援センター、民生委員、地域住民等が連携した地域でのネットワーク体制の強化・充実に努めます。

○見守り等に役立つICT機器等の情報収集に努め、研究・検討を進めます。

【第10期計画での取組】

1	GPS端末貸与 初期費用助成	●認知症等による行方不明に備え、GPS（位置情報発信器）貸与の初期費用を支援します。
2	認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業	●万が一、行方不明になった場合には、警察へ届け出された情報をメール配信協力者へ提供し、早期発見につながる支援や見守りを行います。
3	認知症高齢者等おでかけあんしん保険	●誰もが安心してお出かけできるまちづくりを目指して、市が保険に加入し、認知症のある人の「もしもの事故」に備える個人賠償責任保険です。対象となる方は、自己負担なしで加入できます。
4	地域ネットワークの構築	●認知症のある人の意見を取り入れて、本人・家族や認知症サポーター、チームオレンジ等、地域をつなぐ仕組みの整備に向けて取り組みます。 ●地域の安心見守り活動推進事業として、協定締結事業

		者による日常業務の中で異常を発見、関係機関への通報体制の継続、拡充に取り組みます。
5	災害時に備える体制の構築	●認知症のある人を含む災害時要配慮者を対象とした個別避難計画の作成支援、災害時の見守り体制を、本人・家族の参画を得て整備します。

<評価指標>

取組に係る指標	現状	目標値		
	令和7年	令和9年	令和10年	令和11年
認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業メール登録協力者数 (年度末時点：人)	9,206	12,500	12,800	13,100

認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業	
認知症のある高齢者等が行方不明になられた場合、ご家族等が警察に行方不明者届を提出された際に、行方不明者の特徴などの情報を地域の協力者にLINEやメールで配信し、協力者からの情報提供により、早期発見・早期保護につなげるしくみです。	 事前登録者には読み取りコードがついたシールが配布されます。